

戦国期権力佐竹氏の家臣団に関する一考察

——側近・奉行人層の分析を通じて——

佐々木 倫 朗

はじめに

戦国大名・戦国期権力の分析の一つの手法として、権力の意志を実行する奉行人や、権力に関わる様々な階層の意志を取り次ぐ奏者などの活動の分析を通じて構造分析を行う手法がある。支配構造のあり方から権力構造を分析する手法であるが、その分析の中で、彼らの活動を戦国大名の権力としての性格、公儀としての成熟度の指標とする見方も存在しており、その意味で、戦国期権力の分析を行う上で重要な分析手法と位置づけることができる。

佐竹氏に関する奉行人・奏者層の活動を視野に入れた考察としては、市村高男の「戦国期常陸佐竹氏の領域支配とその特質」がある。市村氏は、その論考の中で佐竹氏の権力中枢組織を佐竹一家と佐竹本宗家側近家臣の二グループからなると分析し、佐竹一家の知行の充行・安堵、官途・受領の付与などの広範な活動を確認した上で、次のように側近家臣層の活動を位置づけている。「本宗家側近たちは、本宗家当主との個別人格的な結合関係を前提として活動を展開していたのであり、組織された奉行人集団の構成員として一定の意志決定に関与することも、また本宗家当主の権限の執行主体となることも認められていなかった」とする。そして、恒常的な奉行人集団を前提として領域支配

を展開していた北条氏や毛利氏の奉行人制と大きく性格を異にしていると結論づけている。

しかし、市村氏が見解を述べた段階に比べて、市村氏の成果を含めて佐竹氏関連の史料の発掘が急速に進み、現在は、絶対量が未だ少ないながら印判状の確認⁽²⁾なども進みつつある状況にある。奉行人層の活動の位置づけが戦国期権力をどのように評価するかの重要な指標である以上、佐竹氏の家臣層の活動の位置づけが権力としての佐竹氏自身の評価に極めて重要な意味を持つ。その意味で、現在の史料状況を受けて、今一度戦国期権力佐竹氏の下で活動した奉行人・奏者の活動を考察し直す必要がある段階に至っているものと思われる。

そして、その再検討を行う上で、佐竹氏当主の意志を受けたり、あるいは他者の意向を当主に取り次いだりした佐竹氏の家臣の活動を発給文書を収集して析出する基礎的な考察から始めることとする。また収集した文書は、多くが戦国後期にあたる佐竹義昭と義重が当主であった時期に集中しており、分析は義昭・義重期を中心に行うこととする。

第一節 連署印判奉書の検出

佐竹氏の家臣層の発給文書を収集したものが表1である。収集した文書の中で注目できるのが、以下の文書である(以下、引用史料については、表1所載の文書は表の番号で、所載されていない文書についてはアルファベット順に示す)。

表1 佐竹氏側近家臣・奉行人発給文書目録(義明・義重期)

番号	年	月	日	差出	宛所	文書形式	内容分類	内容	備考
1	永禄2年	6	22	小田原義勝・和田昭為	後藤七郎四郎殿	連署書状写	①	「後藤御墨之内儀實之由」を密致へ賀し謝られる	家説五、根谷治兵衛家文書
2	永禄7年	11	11	岡本輝吉	津川兵衛殿 進	書状写	①	「手方泡坂本平之儀」を密致り取れるにつき	家説八、川原川一左衛門家文書
3	永禄9年	8	13	白川(津臣・昭為)	深谷内記郎殿	連署御申書書写	①	見地をめぐる代官に対する「御書」に付き	家説四八、深谷源次右衛門家文書
4	和田昭為	9	9	白川御領主	白川御領主	起請文写	①	密書所へ別名なき由により其共に無差遣を誓う	佐竹義重等筆紙写(東大寺本)
5	永禄10年	10	17	和田昭為	近津川御領主 参	起請文写	①	造意に伴う「密内御免之事」を免許する	近江文書(英領)・中世館山所収
6	(永禄12年)	間5	17	小笠原安・井原忠三	河渡 御領所	書状	④	佐竹の密の御免を申し、後の決済を伝える	上杉家文書(英領)・資料館3所収
7	天正3年	6	22	(大)重吉	川竹物(大)	通行手形写	④	山口商売の通行を発給する	家説二五、船岡所収
8	天正8年	7	10	山崎權徳他五名	舟巻野村・同 山城守殿 参	起請文写	③	仰せ遣された戸籍を心付たことを誓う	家説二五、船岡所収
9	(天正10年)	7	10	小笠原輝吉	遠藤山崎守殿	書状写	④	「倉・岩・田御無事之儀」の履行の支持を伝える	新編家説文書
10	(天正10年)	3	13	小笠原輝吉	遠藤山崎守殿	書状	④	代名の宛先や「岩蔵・倉津・田御無事之儀」の履行の支持に付き	伊豆家文書(福泉)・7所収
11	(天正10年)	3	14	小笠原輝吉	伊達御領主 貴殿人々	書状写	④	「倉津・岩・田御無事之儀」の履行した旨を伝える	伊豆家文書(福泉)・7所収
12	(天正10年)	3	14	小笠原輝吉	伊達御領主 貴殿	書状写	④	「三無事之儀」履行の進捗を申し	伊豆家文書(福泉)・7所収
13	(天正10年)	3	15	小笠原輝吉	石川河内守との	書状写	④	「るさし与」について進捗を申し	伊豆家文書(福泉)・7所収
14	天正12年	7	10	和田昭為	安傳美吉守殿 参	起請文写	③	密書を以て進捗を伝えるにつき、隣心なき事を誓う	家説三三、安傳美吉守殿家文書
15	天正12年	7	10	和田昭為	吉成久は股 参	判物写	③	「知地之事」を以て進捗の如く受増する	家説三三、吉成三左衛門家文書
16	天正18年	4	3	人馬御進	川井石丸御領 参	起請文写	③	上意奉公に付、無二御領すへ参進に付	家説四四、河井源次家文書
17	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	安積口之事を本田へ御領した旨を申し	家説四四、河井源次家文書
18	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	安積口の事を知り、須賀川への派兵を依頼する	家説四四、河井源次家文書
19	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「野つき」への参陣を求め、御領の保証を約束する	家説四四、河井源次家文書
20	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	赤領における働きに付し、「御領」保証を伝える	家説四四、河井源次家文書
21	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「ひびや八、たかぶ、かみ文」への「御領」保証に付き	家説四四、河井源次家文書
22	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「通領」保証における進捗を申し	家説四四、河井源次家文書
23	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「其儀」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
24	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
25	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
26	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
27	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
28	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
29	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
30	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
31	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
32	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
33	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
34	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
35	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
36	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
37	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
38	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
39	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
40	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
41	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
42	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書
43	天正18年	4	3	人馬御進	御領御領主 貴殿人々	書状	④	「御領」保証に付き、名指しを申し	家説四四、河井源次家文書

史料2

(木版印判影)

尚女

佗言被_レ申義令_二披露_一候、見地被_二相止_一候歟、又過分_二被_レ及_二聞召_一被_レ成_二御見地_一候者、あけし之内七十貫之分可_レ被_レ遣由、上意候、心易存罷歸、致_二支度_一可_レ被_レ罷越_一候、畢竟御奉公之申様_二極候由、御意_二候、恐々謹言、(永禄七年)

八月十三日

禅哲 (花押影)

昭為 (花押影)

深谷外記殿^③

史料A

当地踞付あけし遣_レ之候、見地之上五十貫之分可_二相渡_一者也、

永禄七年甲子

八月十二日

(義昭花押影)

深谷外記との^④

史料2は、深谷外記の「佗言」を佐竹義昭に披露したところ、「見地」は検地を行わないか、または検地を行うのであれば、「あけし之内」(茨城県つくば市明石)から七十貫文の地を与えるであろう義昭の上意が示され、これに承諾して明石へ赴くべきことを佐竹氏の家臣である岡本禅哲と和田昭為が指示した文書である。史料2中の「上意」が佐竹義昭の意志であることは、前日である八月十二日付で史料Aが義昭より発給されていることから明らかである。

両者を比べて興味深いことは、史料Aでは、「あけし」から検地の上で五十貫文の地を与えることが内容であるが、史料2では七十貫文の地を与える文言に代わっており、「佗言」⁶に訴えに及んだ結果、深谷氏が加増を獲得していることがわかる点である。

史料2で注目できる点は、深谷氏が禅哲・昭為に対して「佗言」を上申し、それを両者が義昭に披露した結果、義昭の意向⁷に「上意」が示され、それを両者が深谷氏に伝達したことが明かな点であり、加えて、その「上意」を伝える文書として、佐竹氏の家印と考えられる木版の印判を文書の袖に捺した文書が用いられ、その文書の目下に禅哲と昭為の両者が署判したことにより、両者が義昭の「上意」を伝達していることを示している点である。上記の点を考慮すれば、史料2は、佐竹氏の当主の意向を受けた印判奉書であると考えられる。従って、史料2の存在によって佐竹氏においても数は少ないながらも当主との人格的なつながりを象徴的に示す花押の署判ではなく、印判を用いて署判を行い、それに更に当主の意向を伝達する存在が署判を加えて文書を発給するシステムが存在していたことが確認できる。佐竹氏においても、当主と家臣の間を繋ぐ家臣層を介する一定の統治組織が整備されつつあったことを示す事実である。

もう一点、この文書について注目できる特徴としては、「見地」として記されている検地条項の明記である。佐竹氏領国において検地を実施していた事例は確認されているが、佐竹氏署判の充行状文言として確認できるのは、実は史料A・2と同時期の永禄七年期に発給された充行状に限定されるのである。その充行状群は、すべて常陸南部の小田氏の居城であった小田城（つくば市）攻略に伴って発給されたものである。この永禄七年の小田城攻略は、佐竹氏と越後の上杉輝虎の共同した軍事行動で行われたものであり、輝虎との合意の下に小田城近辺の支配が確保されたのである。⁶ また小田城は、佐竹氏の本領を離れた地域に存在していることを考えると、この時期の小田城周辺に対して発給された充行状には、新たに領国に編入された所領支配を展開するために発給された性格を持つものであった。⁷ そのため、他の充行状にはみることのできない検地条項が確認でき、義昭の意向を奉ずる形の連署印判奉書の発給が

行われたものと思われる。⁽⁸⁾

このように佐竹氏においても当主の上意を「印判」という形で受けて、それを奉行人あるいは家臣層が、下位の家臣や郷村に伝達する形式を示す連署印判奉書が成立していたのであり、佐竹氏の領国支配機構の中心となる意志伝達組織が一定の成熟度を持って成立していたことを示唆している。しかし、その印判奉書の残存数も管見の限りでは非常に限られたものであり、そのためもあって注目されて来なかったものと思われる。

次に注目したいのが、史料1である。

史料1

後藤御恩賞之内、貳貫文之地以^三兩人意見、讚岐一代息女へ可^レ被^二借置^一事、為^二後日^一壹書進候、恐々謹言、

永祿二年己未

六月廿二日

義房（花押影）

昭為（花押影）

後藤七郎四郎殿⁽⁹⁾

史料1は、後藤氏に対して与えられた恩賞所領の内^二二貫文の地を、小田野義房と和田昭為が兩人の意見をもって後藤讚岐守の一代の間に限って息女へ借し置かれることを保証した文書である。この文書で注目しなければならぬのは、文言上では佐竹氏当主の上意の所在が明らかにされてはいないことであり、一代に限った保証ながら宗家家臣がその保証を連署で「兩人意見」によって行っていることである。このことは、文章の多くが受益者の要請によって発給される中世の状況を考えると、上意の所在が明確ではないながら宗家家臣の両者による保証が、後藤氏にとって佐竹氏内部において一定の公的な保証であると認識されていたことを示している。従って、小田野氏・和田氏といっ

た宗家家臣による文書が、佐竹氏領国内部において一定の公文書的性格を持った文書として機能していたことを意味する。勿論、史料1は当主との関係を前提に両者の保証が機能していたことは予想されるが、佐竹氏家臣が当主の統治権を一定程度分掌していたことを推測させる文書である。

このように史料1・2を読んでいくと、佐竹氏の下にあつて他の戦国期権力と同様に家臣層が統治権を分掌する形の統治機構を担っていたことがうかがえる。次節では、家臣層の発給文書の分析を内容別に行つて、その構造を考えていきたい。

第二節 内政に関する文書の検討

表1の発給文書を発給者毎に発給文書の内容を分類して提示したが、次の表2である。

発給文書の数を見ると、和田昭為が13通、小貫頼久が6通を発給しており、他の家臣層に比べて突出して多いことがわかる。内容をみると、当主の上意下達から寄り子とのやりとりを含む文書、他の大名との起請文に至る迄の様々な内容の文書を発給している和田に対して、小貫は、管見の限り①に分類される知行関係の発給文書がみあらず、外交交渉に限定されている傾向がみられる。発給文書が多い両者であつてもその役割に違いがあつたことが予想できる。その他の家臣層には突出した存在は見られないことから、以下は内政・外交・指南関係に分けて考察していくこととする。

統治権を担っていたことを考える上で重要と考えられるのは、主従制の根幹をなす知行関係の文書である。文書数ばかりでなく、知行関係の文書を発給している家臣の中で注目できるのが、岡本梅江齋禅哲である。禅哲は発給文書は3通と少ないながらも、内容としては、既に触れた印判奉書を発給し、他にも知行に関する文書を発給している。それに加えて、次のような文書が確認され、当主から禅哲に宛てる形で家臣層の知行関係を指示する文書が出されていたことがわかる。

表2 側近・奉行人層の発給文書の発給者別分類表

分類 ①知行充行・諸役賦課に関するもの ②取次に関するもの
 ③寄子関係の契約・進退保証等に関するもの
 ④外交交渉に関するもの ⑤私信

和田昭為	13通	① 1 (連署)・3 (連署)・5・17・26 ② 24・27 ③ 8 (連署)・16 ④ 4・23 ※25は佐竹氏離脱期のため除外 ⑤ 28
小貫頼久 (頼如・頼安・久頼)	6通	③ 8 (連署) ④ 6 (連署)・9・12・31・32
大縄義辰(義興)	3通	③ 8 (連署) ④ 19・20
岡本禅哲	3通	① 2・3 (連署) ④ 14
大窪種光	2通	④ 35 (連署)・36
大縄江庵宗□(玄策)	2通	④ 34 (連署) ⑤ 33
河井堅忠	2通	④ 6 (連署) ⑤ 43
人見藤道	2通	② 29 ③ 18・30
御代隆秀	2通	① 15 ④ 10
八木重吉	2通	① 7 ④ 41
山方重泰	2通	② 37・38
小田野義房	1通	① 1 (連署)
小田野輔義忠	1通	④ 13
小野崎隆元	1通	③ 8 (連署)
大窪秀光	1通	③ 8 (連署)
大山義種	1通	③ 8 (連署)
大和田重清	1通	② 42
岡本顕逸	1通	④ 14
国安久行	1通	④ 35 (連署)
介川里通	1通	④ 11
長山通兄	1通	④ 34 (連署)
真崎義保	1通	③ 21
真崎義伊	1通	③ 22
山方篤泰	1通	④ 40

史料
B

上遠野源五郎拘之内少所、旁々以取刷、赤坂江当年一作被相借候歟、乍勿論自來春者如前夕聊不レ可レ
 有相違候、為其一筆進之候、恐々謹言

六月廿一日 義重(花押影)

薩摩守殿

梅江齋^⑩

この史料は、永禄期に南奥に在番している岡本禅哲と佐竹義喬に対して、佐竹義重が「上遠野源五郎拘」の所領について赤坂氏がその一部を当年一作に限って借用することを確認した文書である。この文書は、秋田藩家蔵文書編纂期において上遠野源五郎の子孫にあたる上遠野弥左衛門が所蔵していることから、史料Bは、義喬と禅哲が披見した後に所領を借すことになる上遠野氏に渡されたことがわかる。その所蔵状況から考えれば義重の文書発給の段階から、義喬・禅哲を介しながら上遠野氏に渡されることを前提にして文書が発給されたものと思われる。従って、義喬と禅哲が、この上遠野源五郎の所領問題に深く関わっており、義重の文書発給はそれを前提としていたことがわかる。

他に禅哲に宛てる形で佐竹氏当主から南奥関係の在城料の分配・役銭の賦課を指示する内容の文書が発給されている^⑪。岡本禅哲は、永禄期前後に義喬と共に南奥に在番し、そのため一時的ながら佐竹氏一族と共に地域支配を一定程度は当主から委任されており、そのことがこのような文書を当主から発給させたものと思われる。南奥に関する知行関係の文書発給に関しては、義喬が元亀年間以降に弟の義久に活動を譲って以降、義重の発給文書と共に義久の文書発給が集中的に行われることが度々確認されるようになる^⑫。そのため、禅哲は元亀年間以降は南奥の地域支配から離れたものと考えられる。しかし、禅哲は、永禄期に南奥における佐竹氏の知行関係の文書発給に取次として深く関わると共に、既に触れたように地域の違う小田領の知行問題にも携わっていることから、佐竹氏の奉行人層の中では重要な位置を占めていることがわかる。

同様に知行に関する文書を発給していることがわかるのが小田野義房で、数は少ないながら既に検討した史料1の発給を行い、和田昭為と共に佐竹氏内部において知行関係の問題を扱う立場に立っていたものと思われる。小田野氏は、禅哲のように南奥に在番するようなことはないが、発給文書の状況から考えれば、和田・岡本と並ぶ地位を占め

ていたものと考えることができる。

また、八木里吉と御代隆秀も内政に関わる文書発給を行っているが、八木が弓商売の通行を免許する手形を発給し、御代は弓に関する免許を与えている。いずれも先の三者に比べると限定的な内容と考えることができる。

第三節 外交に関する文書の検討

外交関係をみていくと、知行関係の文書で注目した和田・岡本・小田野以外でも十一名の文書を確認することができる。より広範な階層の家臣層が文書を発給しているがわかる。このことについて興味深いことは、表中で④Ⅱ外交関係に分類した文書は全四三通の一七通と三分の一強を占める多さであるが、その多くが相手側よりの返書として出されていたり、使者として派遣された際の相手側の配慮への謝意を含むものがほとんどであることである。このことは、外交関係の文書の多くが相手側からの働きかけに対する対応や交渉過程で出された可能性を示している。また、戦国期権力の側近家臣・奉行人層の活動には副状の発給を行うことが多くみられるが、佐竹氏の場合、管見の限り副状は多く確認できなかった。

もう一点指摘できることは、外交文書の中で他の戦国期権力に直接文書を発給することができる階層が、側近・奉行人層の中でも限定されていた可能性である。表中の文書の中で、白川氏に直接文書を発給できているのは和田昭為・大縄義辰、伊達氏に対しては小貫頼安（頼久）・小田野義忠・岡本顕逸^③、蘆名氏に対しては小貫頼如（頼久）である。これに対して、他の家臣層は、他の権力と接触を持っても、その側近家臣か国衆層に文書に発給する状況であり、直接的に相手の当主に発給していない。和田・小貫・小田野・岡本（顕逸は禅哲の子である）は、既に内政の面でも触れたが、外交に偏りのある小貫を除いて知行関係の文書を発給しており、佐竹氏で重要な位置を占めていることから、

この階層性は注目すべきものと思われる。

ここで小貫氏を含めた知行関係の文書を発給していた者の家格について触れておく、和田氏については、昭為よりも先代の段階で、古河公方足利政氏より文書を受給していたり、永禄九年（一五六六）には自らも白川氏に対して起請文を発給する等の活動を行っており、佐竹氏の家臣の中でも家格的にも最上層に位置していたものと思われる。小田野氏は、佐竹氏の一族山人氏の庶流という出自を持ちながら、山人氏と佐竹氏宗家の抗争の中で宗家に接近して重臣化した一族であり、これも家格的にも高い存在であったと考えられる。岡本氏は、『水戸市史』上巻において藤木久志氏が明かにしているが、福島県のいわき市に出自を持ち、佐竹氏の内紛を岩城氏の意向を受ける形で調停してから次第に佐竹氏の家臣化し、その家臣化の経過が示すように岩城氏との接点も保持しており、佐竹氏の一門に準ずる扱いを受けた存在である。小貫氏に関しては、佐竹氏の家臣団の家格を示す「康応記録」に、「従中來之宿老」として国衆小野崎・江戸・大塚氏と同格に扱われており、鎌倉後期・南北朝期よりの家臣として高い家格を保持していたことがわかる。従ってこれら四氏は、佐竹氏家臣の中でも最上層に位置する重臣と考えることができる。

また、天正二年霜月に再三の関宿城救援を求めた上杉謙信が自らの苛立ちを顕した書状中に、「畢竟敵之被_レ乗_二計儀_一候事、無念迄候、此段佐左・佐中・梶源・梅江齋・小佐二も可_レ申候」と記し、自らの存念を伝えるべき相手として、佐竹氏の一門である佐左_二佐竹義斯・佐中_二佐竹義久、謙信の越山以来深い関わりを持っていた梶源_二梶原政景と並んで、梅江齋_二岡本禅哲・小佐_二小貫頼久が記されている。これは、三家の義久や義斯と並んで岡本・小貫が佐竹氏の動向を左右する立場にあると、謙信が認識していたことを示している。両者が、佐竹氏権力の中枢部を構成していたことは、間違いないものと思われる。そのことを先に見た内政面での活動・家格と考え合わせれば、側近・奉行人層の中にも、外交文書を発給して当主の意志決定に関与する上級の階層と、当主の意向を受けて使者として活動し、その過程で文書を国衆や他の権力の重臣層に発給する階層に分けることができるものと思われる。

使者として活動した家臣が国衆や他の権力の重臣層と文書をやりとりする理由について付言すると、「去比者田へ

罷越候処、於「半途」種々御懇切共于「今畏入迄候」という文言や「今度種々御懇意、実以難「申尽」候、殊罷立候砌、府内迄御下、外聞見所、畏入存迄候」という文言に示されるように、使者として赴いた先での対応への謝意を表す行動は、家臣層の個々の人格的な行動として当然のことであり、そのことを出発点としていると思われる。そして、対応した他勢力の家臣層と懇切な交際を持つことを通じ、以後の自らの活動を円滑化すると共に自らの属する権力の外交に益するための行動といえる。前述の権力自身に文書を発給する階層とは異なる立場の活動であると位置づけることができる。

第四節 指南関係に関する文書の検討

指南関係について、表2の分類における寄子関係の契約・進退保証等に関するものを検討する。進退保証に関する文書として注目できるのは、史料8である。この起請文写は、船尾昭直が白川氏との和睦交渉をまとめる際に、「内儀」を心得るとして昭直の進退保証を行った文書であるが、この文書には、実には大山義種・和田昭為・大縄義辰・小野崎隆元・大窪秀光・小貫頼安（頼久）の六人が署判を行っている。昭直の和睦交渉が義種の次男の白川入嗣の実現に結果したことを考えると、昭直の活動の重要性によってこのような起請文が作成されたことがわかる。

重要であると思われるのが、六人の構成である。和田・小貫に関しては前述したため省略するが、大山義種は佐竹氏の庶子家大山氏より分出した一族であり、文禄期の大和田重清の日記に頻出して活動しており、義種は佐竹氏の権力の構成員として活動していた。大縄義辰については、彼の南奥に在番しての活動や義広との関係から加わったと考えることができる。また小野崎隆元は佐竹北家の重臣であり、宗家より受領を受けて直臣待遇を与えられていた存在であり、大窪秀光も同様に佐竹東家の重臣で、宗家より直臣待遇を受けていた。その構成から考えて、三家付の小野

崎と大窪を含めてこの六人が佐竹氏の権力の中枢に位置していたことは疑いようがないものと思われる。彼ら権力の中枢に位置する六人の内諾を受けて、船尾昭直は和睦交渉をまとめあげることができたと思われる。

指南関係の契約を示す文書が、史料18である。

史料18

敬白 起請文之事

- 一 上意御為御奉公、向後猶以於_レ有_レ之ハ、無_二御指南可_レ申事、
- 一 於_二世上_二我等善悪之唱も候ハ、不_レ残可_レ被_レ為_レ知之事、
- 一 我等不_レ及_二分別_二儀、談合可_レ申事、
- 一 佞人も候ハ、互_二直談可_レ申事、
- 一 萬一如何様之仕合之時分も、可_レ為_二御同前_二之由畏人之事、
- 一 眼前骨肉をも被_二指置_一、我等筋計可_レ被_レ守之由肝要ニ存候事、以上、
- 右條於_レ偽者、(中略) 則御罰をかふるむるへき事、

人見主膳正

天正十八年四月三日

藤道(花押影)

川井右馬助殿まいる

史料18は、人見藤道が指南に属する川井右馬助に対して与えた起請文の写である。内容としては、①上意御為の奉公の確認、②藤道に対する他の批判の告知、③藤道に対する不満への相談の約束、④如何なる事態でも藤道との筋目

を守る事の強調等を誓約した文書である。5条目の「可_レ為_レ御同前_一之由」という右馬助の意志表示がうかがえる文
言から考えて、川井右馬助が口頭ないし文書で藤道に対してほぼ同内容の事柄を誓約したことを受けて、この起請文
が右馬助に与えられたと考えられる。そのことから考えると、藤道と川井右馬助の間に結ばれた指南関係は、双方の
側からの起請文ないし誓約を受けて成立する契約関係であった。指南関係については、「結城氏新法度」の指南問答
の条項^②においても、結城氏における指南関係が双務的性格であったことが確認されている。契約的な側面を過大に評
価することができないが、2条目において、藤道に対する「善悪之唱」を知らせることを求めた条項からも双務的な
契約であることがうかがえ、自らの寄子となる指南下の者と藤道の関係は双務的なものであったことがわかる。

人見藤道が結んだ指南の者との契約的な関係は、おそらくは佐竹氏の家中において特殊なものでなかったものと思
われる。側近・奉行人層は、活動を行う中で多くの寄子・指南下の者を抱えていたと考えられる。指南下の者との関
係の中で重要となることは、内容の^③で確認されているように、その処遇であった。その指南下の者の処遇問題の多
くは、史料2に記されるような「侘言」の佐竹氏への上申とその実現の欲求であったと思われる。

側近・奉行人層が指南を行う家臣層は、自らの所領を経営する在地領主から村落に居住する上層農民まで幅広い階層を
含んでいたものと思われるが、彼らは、彼ら自身の所領や田畑の維持と拡大を意図して佐竹氏に帰属していたことは疑い
のないものと思われる。そのため、彼らは自らの所領維持と拡大のための訴え^④「侘言」を不断に行っていたものと思わ
れ、指南下の者の統制は、指南を行う者の「侘言」実現の差配にかかっていたといっても過言ではない。そのため、指南
を行う者にとって侘言実現を示す文書において自らの介在を示すことは重要な意味を持つ。そして、そのことが史料Bの
ような宛所となつている指南を行う者から指南下の者に文書が渡される文書の授受に繋がったものと思われる。本来であ
れば、史料2や1等の印判奉書や奉書の形をとつて「侘言」の上申とそれに対する裁許の下達過程が示されるのが通例で
あるが、佐竹氏の場合にはその残存例が少ないため、史料Bのような例から垣間みるしかないのが現状である。

その意味で、興味深い文書が以下に示す文書である。

史料C

任「佗言」後藤一郎抱、桐沢主計助遣^レ之候、猶向後神妙奉公致^レ之候様、能々可^レ被^レ申付^レ候、恐々謹言、

天正十四年

二月八日 義重（花押影）

御代安芸守殿²³

史料Cは、佐竹氏の当主である義重から御代隆秀に宛てて出された文書であるが、内容としては、「佗言」に任せて後藤一郎の所領を桐沢主計助に与える知行充行状になっている。史料Cで、本来文書の充所となるべき桐沢主計助ではなく、御代隆秀に宛てられていることは、史料Bと同じように、隆秀を通じて文書が主計助に与えることを前提にしたためと思われる、また実際に秋田藩家蔵文書編纂時の江戸期にはこの文書は主計助の子孫と考えられる桐沢家に伝えられている。史料Cと同様の知行充行を内包した文書は、現在他に2例確認されており、²⁴このような形式の文書が成立する背景には、前述の佗言を上申と実現に貢献した者の存在の明示が求められたことがあるものと思われる。その意味で、史料Cの形式の文書の出現は、佐竹氏における指南関係を通じた家臣団編成の進展を示すものと思われる。

結びにかえて

以上のように、不十分ながら発給文書の分析を通じて佐竹氏の側近・奉行人層の活動を考察してきた。その結果、第一節においては、連署印判奉書と連署奉書の存在を確認し、佐竹氏の下にあつて他の戦国期権力と同様に家臣層が統治権を分掌する形で統治機構を担っていたことを確認することができた。第二節では、内政に関する文書を発給す

る家臣層を折出し、限定された階層の家臣層によって文書が発給されていることを確認できた。また、第三節では、外交に関係する文書を検討したが、外交に関係する文書は内政に対してより広範な階層の家臣から文書が発給されていた。しかし、それ以外の領主権力に直接に文書発給を行う家臣となると限定された階層となり、その階層が、内政において裁許等の文書を発給している存在と重なっていることを確認できた。第四節では、側近・奉行人層と同じ佐竹氏の家臣との指南関係・進退保証に関する文書を検討した。指南関係の文書としては、側近・奉行人層から指南下の家臣に出された起請文を検討し、両者の関係が契約関係に基づく関係であることを確認した。また、契約関係の基調になる事柄として、指南下の者の「侘言」実現が重要な意味を持つことを想定し、「侘言」の上申関係を明示する知行充行状の成立を指摘した。

このように、佐竹氏の側近家臣・奉行人層の発給した文書を見ると、連署奉書や印判奉書を発給する等、領国支配機構の中心となる上意伝達組織が一定の成熟度を持つて成立していたことが確認できる。しかし、小田原北条氏等で見られるような組織的な印判状の発給は確認できず、その点に関しては限定的な位置づけをせざるえないように思われる。そのことは、佐竹氏の知行に関わる文書の多くが「侘言」に関わることや裁許に関わって発給されていることが示している。佐竹氏の上意伝達組織は、権力側の意志を一方的に伝達する体制としては、未成熟な体制であったと考えられる。

また側近・奉行人層中にみられる階層性については、その活動を峻別して扱わなければならないように思う。内政において知行関係の文書を発給する階層と外交において他の領主権力に直接的に文書を発給できる階層が一致することから、佐竹氏の権力の中枢として彼等が活動していたことは明らかである。また、彼等は第三節で言及したように佐竹氏の内部における家格として有数の地位を保持している。そのためもあり、他の奉行人層と区別して捉える必要があり、彼らの呼称としては、「宿老」が相応しいように思う。

「宿老」という語は、既に触れた戦国期より伝えられた「康応記録」²⁶にその語がみえ、その語義としては家臣層で

最上層に位置する地位を示す語である。「康応記録」中には、本稿の分析で「宿老」に該当する存在である小貫氏がその地位にある。南北朝期の秩序を示す「康応記録」の位置づけがそのまま戦国期に存続して機能していたとは考え難いが、家臣層の最上位に位置して意志決定に関わり、それに関する文書を発給する立場を表現する語として適切であると思われることから、彼等を「宿老」として位置づけたい。本稿において、「宿老」に該当する存在は、和田昭為・小田野義房・義忠・岡本禅哲・小貫頼久・大山義種・大縄義辰が挙げられるが、まだその役割・機能・構成等に関しては分析が依然として不十分であり、今後の課題としたい。

以上のように分析を行ってきたが、佐竹氏の宿老・奉行人層の分析の障害となつていふこととして、発給・受給・関係文書の乏しさがあげられる。今後の研究の深化のためにも、史料の収集とその蓄積が求められるが、その点で注目しなければならぬのが、佐竹氏の関係文書の伝存の問題である。現存の佐竹氏関係文書の中で大半を占めるのが、秋田久保田藩によって編纂された秋田藩家蔵文書である。家蔵文書については、編纂が佐竹氏の家譜編纂と久保田藩における家格調査を目的に編纂されたことであることが既に明らかにされている²⁶。その点に留意して考えると、家蔵文書の編纂には、戦国期以前の佐竹氏と家臣層の関係・家臣の由緒を示す史料が収集されやすい状況にあり、家臣層からは近世の秋田藩「家中」における地位を確保する根拠としての文書が提出される状況にあつたことになる。その意味で、家蔵文書に含まれる文書には、佐竹氏との個人人格的なつながりを示す性格が色濃いものとなつたものと思われる。現存の佐竹氏関係文書の性格を考える上で留意しなければならない点である。

また史料の残存の点について考えると、注目しなければならない点としてあげられるのが、慶長七年（一六〇二）の佐竹氏の秋田移封時の状況である。佐竹氏の移封は、常陸から出羽へ移封されるという地理的關係もあつて、移封する家臣達は当時南郷と呼ばれていた佐竹氏の福島県南部の所領に一度集まること²⁷が指示され、南郷に集合の後に集団に別れて移転が行われたと伝えられる。そのため、移封に一番余裕を持つて対応できたのは、福島県南部居住した家臣であつた。実は秋田藩家蔵文書に多くの文書を伝えているのはこの福島県南部出身の家臣層であり、佐竹氏の南奥進出過程を

示す史料を伝えている。それに比して常陸国の家臣は、佐竹氏と長きにわたって支配を行った割には移封した者の比率は少なかつたようで、伝えられている文書も福島県南部の家臣に比して割合として少ない。これには、常陸南部については佐竹氏領国に編入されて間もなかつたという側面も否定できないが、移封の際の時間的余裕の少なさも考えねばならないものと思われる²⁷⁾。その点を考えると、家蔵文書も含めて秋田県に伝えられる佐竹氏の関係文書には、その残存性には戦国期以前の佐竹氏領国の中で地域的な偏差があつたことが考慮されなければならないと思われる。

このように佐竹氏の関係文書の残存に関しては、伝えられた文書の性格と地域性による残存の度合いについて考慮しなければならぬ点がある。そのため、文書群が必ずしも佐竹氏が発給・受給した文書の質と量の全貌を示すかどうか疑問が残るのであり、分析する上で考慮していかなければならない点と思われる。また連署印判奉書や印判状といった上意下達的性格を強く持った文書は、佐竹氏との関係を重視した文書の伝存状況から考えると、伝えられ難い部分があつたものと思われる。残存数の少なさについてはその影響に留意しなければならない。

註

- (1) 『戦国期東国の都市と権力』所収、一九九四年、思文閣出版。
- (2) 今泉徹「関宿商人の小田原合戦」(『千葉県史料財団だより』第17号、二〇〇六年)。なお佐藤博信氏は、この印判について版刻花押という見方を示されたが、のちに触れるような当主発給文書との関わりから、本稿では印判として扱っておく。
- (3) 岡本禅哲・和田昭為連署印判奉書写(秋田藩家蔵文書四八、深谷秀広家文書『茨城県』V所収 六四号)のち家蔵四八『茨城県』V所収と略す。
- (4) 佐竹義昭知行充行状写(秋田藩家蔵文書四八、深谷秀広家文書『茨城県史料』中世編V所収 六三三号)
- (5) 市村高男「戦国末〜豊臣期における検地と知行制」(『戦国・織豊期の権力と社会』所収、一九九九年)参照。

- (6) 拙稿「佐竹氏の小田城攻略と越相同盟」(『戦国史研究』四二号所収 二〇〇一年)
- (7) 史料Aの「躡」や史料2の「罷越」という文言は、所領を与えられた家臣の小田領への移住を視野に入れた文言と思われる。また、それ故に深谷外記の「佯言」による加増が簡単に行われたものと思われる。
- (8) 佐竹氏が行った検地に関しては、市村高男「戦国末〜豊臣期における検地と知行制」(『戦国・織豊期の権力と社会』所収、一九九九年)参照。
- (9) 家蔵五、根本治兵衛家文書(『茨県』編IV所収 四二二号)
- (10) 家蔵二二、上遠野弥左衛門家文書(『茨県』IV所収 九号)
- (11) 家蔵一〇、岡本元朝家文書(『茨県』IV所収 一二三三号)
- (12) 拙稿「戦国期権力佐竹氏の南奥支配の構造」(『年報日本史叢』一九九五所収、一九九五年)
- (13) 史料の残存の問題も考慮しなければならない、介川里通・御代隆秀は遠藤基信に対して文書を発給していることは興味深い。
- (14) 大縄義辰は、義重次男の義広(のち盛重)の白川氏入嗣や蘆名氏入嗣に随伴しており、その関係から文書発給を行ったと考えることができる。
- (15) 足利政氏書状写(家蔵文十六、和田為重家文書『茨県』IV所収 一号・二号)
- (16) 『水戸市史』上巻参照。
- (17) 秋田県公文書館蔵 請求番号AS2288-2
- (18) 小貫頼久書状写(家蔵文書三三三、横塚久之丞家文書『茨県』IV所収 十号)
- (19) 河井堅忠・小貫頼久連署書状(上杉家文書『茨県』V所収 二八号)
- (20) 「大和田重清日記」(『高根沢町史』史料編I所収)
- (21) 家蔵四四、河井忠益家文書(『茨県』V所収 九号)

- (22) 「結城氏新法度」(『中世武家社会思想』上所収) 参照。
- (23) 佐竹義重書状写(家蔵五一、桐沢長寛家文書『茨県』V所収 一号)
- (24) 佐竹義重知行充行状写(家蔵三四、和田掃部助家文書『茨県』編IV所収 九号)・佐竹義重判物写(家蔵五一、菊池政恒家文書『茨県』V所収 三号)
- (25) 前掲註17参照。
- (26) 市村高男「いわゆる『秋田藩家蔵文書』についての覚書」(『小山市史研究』三所収、一九八一年)・根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」(『栃木史学』五号所収、一九九一年)・遠藤巖「佐竹家中岡本氏と秋田藩家蔵文書」(『茨城県史料』付録28所収、一九九二年)・伊藤勝美「『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号所収、一九九五年)・同「『秋田藩家蔵文書』の伝来の過程」(『 』二号所収、一九九六年)・同「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」(『 』三号所収、一九九七年)・鈴木満「『秋田藩家蔵文書』考」(『秋大史学』四四号所収、一九九八年)・金子拓「秋田藩家蔵文書のデータベース化と地域連携」(『東京大学史料編纂所シンポジウム 研究と情報の資源化』所収、二〇一〇年) 参照。
- (27) 史料の残存の偏差の問題に関しては、本稿で述べた問題以外の点については、拙著『戦国期権力佐竹氏の研究』を参照いただきたい。